

菊川市とベルテックス静岡とのパートナータウン協定書

菊川市（以下「甲」という）と株式会社 VELTEX スポーツエンタープライズ（以下「乙」という）は、第1条に定める目的を達成するため、以下のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が密接な連携と協力をするることにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、もってスポーツを通じた地域活性化を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) バスケットボールなどを通じたスポーツの振興に関すること
- (2) 教育や健全育成に関すること
- (3) シティプロモーションに関すること
- (4) 産業振興に関すること
- (5) 健康づくりに関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、スポーツを通じた地域活性化に資するものであって、双方が必要と認めること。

2 前項各号に定める事項における具体的な取組みの内容、実施時期、実施方法等については、甲乙協議の上、別途定める。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく取組みの検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承諾なしに、第三者に開示・漏洩してはならず、本協定に基づく取組み以外の目的に使用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲又は乙のいずれからも本協定終了の申し出がない場合は、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

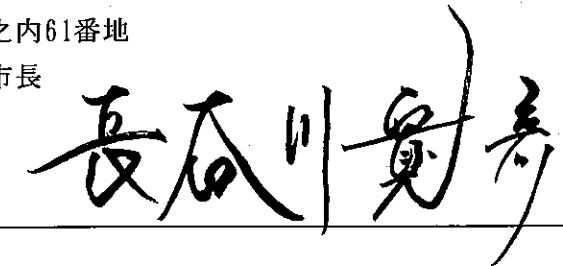
（疑義の解決）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合はその都度、甲乙が誠実に協議し、解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和8年2月9日

（甲） 菊川市堀之内61番地
菊川市 市長



（乙） 静岡市葵区宮前町107番地
株式会社 VELTEX スポーツエンタープライズ 代表取締役社長

